

地方税基本法

2015年5月22日

1) 賞与に対する住民税従業員分の納税義務の成立時期を新設（地方税基本法第34条第2項第3号 - 新設 - ）

(1) 主要内容

改正前	改正後
<p>○ 一般的な住民税従業員分*の納税義務の成立時期</p> <p>- 給与を支給したとき（地方税基本法第34条第1項第6号）</p> <p>*該当事業所の従業員数が50人を超過する場合には、毎月給与の0.5%を翌月10日までに管轄区役所に申告・納付しなければならない。</p>	<p><同左></p> <p><新設></p> <p>○ 認定賞与に対する住民税従業員分の納税義務の成立時期</p> <p>- 法人税課税標準を決定または更正する場合には、所得金額変動通知書を受けた日</p> <p>- 法人税課税標準を申告する場合には、申告日または修正申告日</p>

(2) 適用時期

この法の施行日（2015年5月18日）以後、所得税法第131条第2項によって源泉徴収する分から適用する。

2) 地方税課税標準および税額の更正請求期間を延長 (地方税基本法第51条第1項)

(1) 主要内容

改正前	改正後
<input type="checkbox"/> 更正請求期間 <input type="radio"/> 申告期限経過後、3年以内	<input type="checkbox"/> 更正請求期間を拡大 <input type="radio"/> 3年 → 5年

(2) 改正理由

納税者の権益保護を強化する。

(3) 適用時期

この法の施行日（2015年5月18日）以後、更正請求する分から適用するが、施行前に更正請求期間（3年）が経過したときは従来の規定を適用する。

3) 納付不誠実加算税の限度を新設（地方税基本法第53条の4後段 - 新設 - ）

(1) 主要内容

改正前	改正後
<なし>	<新設> ○ 納付不誠実加算税の限度 - 納付しなかった税額または過少納付分税額の100分の75

(2) 改正理由

納税者の過度な負担を軽減させる。

(3) 適用時期

この法の施行日（2015年5月18日）以後、納付不誠実加算税を賦課する場合から適用する。